

庄原市議会請願及び陳情取扱要綱

平成 24 年 6 月 5 日 議員全員協議会決定
改正 令和 3 年 3 月 12 日 議員全員協議会決定
改正 令和 6 年 7 月 19 日 議員全員協議会決定

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、庄原市議会会議規則（平成 17 年議会規則第 1 号）第 3 章に規定する請願及び陳情の提出手続及び取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(請願書の提出方法)

第 2 条 庄原市議会（以下「議会」という。）に請願をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した請願書を議長に提出するものとする。

- (1) 提出年月日
 - (2) 件名
 - (3) 請願者の住所（法人（権利能力なき社団含む。）の場合は、その所在地及び名称）
 - (4) 請願者（法人（権利能力なき社団含む。）は、その代表者）の署名又は記名押印
 - (5) 請願者を紹介する議員の署名又は記名押印（表紙に記載）
 - (6) 趣旨（請願の要点を明確かつ簡潔に記載したもの）
 - (7) 理由（趣旨の根拠及び理由を記載したもの）
- 2 請願者が 2 人以上の場合は、代表者を定める。定めのない場合は、その筆頭者を代表者とみなす。
- 3 署名は、署名簿として別にとじ、請願書に添付するものとする。
- 4 一請願書において内容が数個にわたる場合は、なるべく分離して提出する。もし、分離しがたい場合は、事項を明確にする。

(請願の紹介議員)

第 3 条 議長は、請願の紹介議員にならないものとする。

- 2 紹介議員は、請願書の表紙に署名又は記名押印しなければならない。
- 3 紹介議員は、その請願の趣旨に賛意を表す者でなければならない。
- 4 紹介議員は、その請願が委員会で審査されるときは委員会の要求に応じて説明しなければならない。
- 5 紹介議員は、請願書の提出後、議長に就任したときは、紹介議員の取消しを議長に申し出る。
- 6 前項の取消しは、次の手続によらなければならない。
 - (1) 委員会に付託される前においては、議長の承認を得ること。
 - (2) 委員会に付託された後においては、議会の承認を得ること。
- 7 議長が受理した後に紹介議員の死亡、辞職、退職若しくは失職又は紹介の取消しにより、紹介議員が一人もいなくなった場合の請願書は、引き続き請願として取り扱う。

(請願書の受理)

第4条 請願書は、議長において受理する。

- 2 請願書は、会期中、閉会中を問わず受理する。
- 3 請願書は、提出された順に番号を付し、受理簿に記入整理する。
- 4 請願番号は、暦年を単位とし更新するものとする。
- 5 多人数にわたる署名簿の提出があったときは、概算確認のみにとどめ、逐一署名の確認は行わない。
- 6 一般選挙前に受理し、委員会に付託される前の請願は、一般選挙後の新議会に継続し、審議することができる。

(請願の訂正又は取下げ)

第5条 請願者（請願者が2人以上の場合はその代表者）は、請願を訂正又は取り下げるときは、紹介議員を通じ、文書により議長に届け出なければならない。

- 2 前項の届出があった場合における請願の訂正は、次の手続によらなければならない。
 - (1) 委員会に付託される前においては、議長の承認を得ること。
 - (2) 委員会に付託された後においては、所管委員会の承認を得ること。
- 3 第1項の届出があった場合における請願の取下げは、次の手続によらなければならない。
 - (1) 委員会に付託される前においては、議長の承認を得ること。
 - (2) 委員会に付託された後においては、所管委員会の承認を得た後、議会の同意を得ること。

(請願の委員会付託)

第6条 議長は、各定例会告示日の5日前（市の休日を除く。）の午後5時までに受理した請願は、会期初日において所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託し、それ以降会期最終日の5日前（市の休日を除く。）の午後5時までに受理した請願は、会期最終日において所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、議長が緊急に処理すべき請願であると判断した場合は、この限りでない。

- 2 議長において特に必要があると認めるときは、常任委員会に係る請願は、議会の議決を得て特別委員会に付託することができる。
- 3 議長は、請願番号、請願書の受理番号、受理年月日、件名、請願の趣旨、請願者の住所及び氏名（請願者連署のものは、ほか何人と記載する。）、紹介議員の氏名並びに所管委員会名を記載した請願文書表を作成し、配布する。
- 4 請願の内容が2以上の委員会の所管に属する場合は、2以上の請願が提出されたものとみなし、それぞれの委員会に付託する。当該請願が区分し難いときは、その内容により主として関係のある委員会に付託する。
- 5 議長は、必要と認めたとき又は所管委員会から申出のあったときは、付託替えをすることができる。ただし、特別委員会に係る付託替えについては議会の議決を必要とする。

6 国、県その他の機関の所管に属する事項の請願及びいずれの委員会が所管するか判断し難い請願の取扱い、その内容に関連のある部局又は類似する内容の職務を行っている部局をもとに議長が所管委員会を定める。

7 臨時会においては請願の審査は行わない。ただし、特別の事情のあるときは、この限りでない。

(請願の委員会審査)

第7条 委員会は、付託された請願を速やかに審査するものとする。

2 委員会は、請願の審査のため必要があると認めるときは、次のことを行うことができる。

(1) 紹介議員の説明を求めること。

(2) 執行機関の意見を聴取すること。

(3) 実地調査を実施すること。

(4) 公聴会を開催すること。

(5) 参考人の出席を求め、意見を聴取すること。

(6) 他の委員会の意見を求め、又は他の委員会と連合して審査すること。

3 一請願において内容が数個にわたる場合は、各項目ごとに採択、不採択を決定することができる。

4 委員会は、請願審査の結果を次の区分により議長に報告する。ただし、請願を閉会中の継続審査とする必要があると認めたときは、その旨議長に申し出る。

(1) 採択すべきもの

(2) 不採択とすべきもの

5 委員会は、請願の内容が審査の対象とするに不適しいと認めるときは、審査を打ち切り、又は不採択とすべきものとして処理する。

6 委員会は、採択すべきものと決定した請願で、市長その他の関係機関に送付することを適当と認めるもの並びにその処理の経過及び結果の報告を請求することを適当と認めるものについては、その旨付記する。

(請願の結果報告等)

第8条 議長は、委員会から請願の審査結果の報告を受けたときは、これを本会議に付さなければならない。

2 議長は、採択すべきものと決定した請願で、市長その他の関係機関において措置することが適当と認めるものについては、当該機関にこれを送付する。

3 議長は、本会議の結論を得た請願については、その結果を請願者（請願者が2人以上の場合はその代表者。以下次項において同じ。）に通知する。

4 議長は、閉会中の継続審査となった請願については、その旨請願者に通知する。

(陳情書の提出方法)

第9条 陳情書の形式は、第2条に規定する請願書の形式に準ずる。

(陳情書の受理)

第10条 陳情書の受理は、第4条に規定する請願書の受理に準ずる。

- 2 嘆願書、要望書、声明書、決議の類で、議長が必要と認めるものは、陳情として処理するものとする。
- 3 前項によらないものは、議長の供覧にとどめるものとする。ただし、議長が、委員会審査の参考資料として配布することが適当と認めた場合は、所管委員会に配布する。

(陳情の訂正又は取下げ)

第11条 陳情の訂正又は取下げは、次の手続によらなければならない。

- (1) 陳情者は、文書により議長に届け出ること。
- (2) 委員会に付託又は送付される前においては、議長の承認を得ること。
- (3) 委員会に付託又は送付された後においては、委員会の承認を得ること。

(陳情の委員会付託)

第12条 前3条に定めるもののほか、第6条の規定は陳情書の取り扱いについて準用する。ただし、議長において常任委員会に付託する必要がないと認めるときは、請願の例によらず所管委員会への送付にとどめることができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、議長は、陳情書の内容が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、議長の供覧にとどめることができる。ただし、議長の供覧にとどめようとするときは、議会運営委員会に諮問し、その答申を尊重して決定しなければならない。

- (1) 特定の個人及び団体等を誹謗し、若しくは中傷し、その名誉を毀損し、又は信用を失墜するおそれがあるもの
- (2) 個人の秘密の暴露その他の他人のプライバシーを侵害するおそれのあるもの
- (3) 法令又は公序良俗に反するおそれのある行為を求めるもの
- (4) 裁判等で係争中の事件に係わるもの
- (5) 極めて個人的な事案又は私人間のみで解決すべき問題と考えられるもの
- (6) 市職員の懲戒、分限等の処分その他の人事的措置を求めるもの
- (7) 市の権限に属さない事項について行為を求めるもの
- (8) 同一期内で概ね1年を経過していない同趣旨の陳情で、特段の状況の変化がないと認められるもの
- (9) 既に願意が達成されているもの又は実現の見通しが明らかなもの
- (10) 市外から提出された陳情又はこれに類するもの
- (11) 趣旨又は願意が不明確で判然としないもの
- (12) 前各号に掲げるもののほか、陳情書の内容が常任委員会又は議会運営委員会において審査することが適当でないと考えられるもの

(陳情の委員会審査)

第13条 付託された陳情の審査は第7条の規定に準ずる（ただし、第7条第2項第1号を除く。）ものとする。

(陳情の結果報告等)

第 14 条 議長は、各委員会からの陳情の審査結果の報告に基づき、陳情審査結果報告書を作成し、本会議において報告する。

2 議長は、審査の終了した陳情で、市長その他の関係機関に送付することが適当と認めるものについては、当該機関に審査結果をつけて送付する。

3 議長は、審査の終了した陳情については、その結果を陳情者（陳情者が 2 人以上の場合はその代表者）に通知する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 6 月 5 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 3 月 15 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 7 月 19 日から施行する。